

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



「おもてなし度」を評価 経済産業省が認証制度

経済産業省は、外国人観光客を対象にした飲食店やホテルなどのサービス業の「おもてなし」の水準を認証する制度を2016年にも導入する。2020年の東京オリンピックに向けて、来日外国人に「日本のおもてなし」をアピールする狙いだ。

認証制度では外国人向けの接客の質が高い店舗や宿泊施設に専用の認証マークを交付する。店舗や宿泊施設で使え

る言語やクレジットカード決済の可否などの項目を審査する。具体的には店頭での案内表記が3カ国語以上だったり、外国語で説明できるスタッフが常駐している場合に高く評価する。一定の水準を満たせば、認証マークを掲示し、外国人観光客が一目で分かるようにする。

日本のサービス業は丁寧な接客が外国人から高く評価されているが、認証制度の導入でサービス産業全体のレベルアップにつながると期待されている。

最低賃金、平均で18円上げ 4年連続で2ケタの引上げ

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、2015年度の最低賃金を全国平均で18円引き

上げ、現行の780円から798円とする目安を定めた。2ケタの引き上げは4年連続となる。経済の好循環に向け、非正規雇用を含む賃金の底上げを求めた政府の意向を反映した格好だ。

目安を参考に、各都道府県が10月をめどに新しい最低賃金を決める。所得や物価などの指数をベースにAからDのランクに分け、東京、神奈川などAは19円（前年度目安19円）、埼玉、京都などBは18円（同15円）、北海道、福岡などCは16円（同14円）、青森などDも16円（同13円）と底上げを求めた。

地域別の最低賃金時間額の状況（厚生省HP）
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250->

Roudoukijunkyoku-
Roudoujoukenseisakuka/
0000095385.pdf

戦略説明会に内定者招く 現状と目標を知らせる

転職支援のB社は、社内の戦略説明会に同社に内定している学生を招いた。会議は全社員が参加して会社の現状と次期目標などが発表された。説明会は、これまで社外に公開していなかったが、内定者に会社の現状と目標を知ってもらおう良い機会と判断した。

内定者が全員同社に就職するとは限らず、辞退者が出る可能性は否定できないが、性善説に立って学生を信頼することにした。これにより企業側の信頼も深まれば内定者その他社への流出を防ぐ効果もある。

また、内定者は説明会の後に開いた成績優秀な営業マンの表彰式に立ち会った。学生からは「チャレンジする事業が理解できた」「具体的な数字目標が分かり、入社が意欲が高まった」などの感想が聞かれたという。



教育資金贈与の 非課税制度

30歳未満の子や孫への教育資金の贈与が、贈与を受ける側1人当たり1500万円まで非課税になる優遇制度。高齢者世代が保有する資産を若年世代へ移転し、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援、これにより経済を活性化することが目的。非課税で贈与して資産を減らしておけば、相続税負担の軽減にもつながる。

対象となる教育資金には学校の授業料や入学金、学用品代などが含まれる。金融機関に子や孫の名義の教育資金口座を開設する手続きが必要。教育費の払い出しには領収書が必要となる。

大手信託銀行によると、2013年4月の制度開始以来、累計の贈与額は1兆円を突破している。

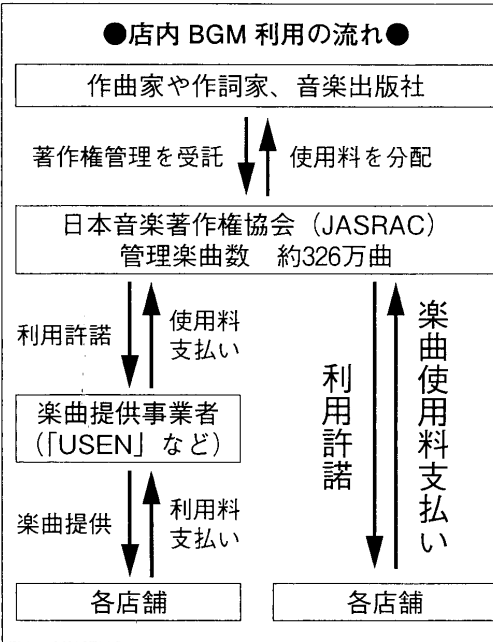


店舗内のBGMと著作権 著作権使用料を巡る問題 — 営業行為の一環に該当

日本音楽著作権協会（JASRAC）は、飲食店や美容室などが著作権使用料を支払わずにBGMの音楽を流す行為は認められないとして、15都道府県の171業者、258施設に対し、使用料の支払いなどを求める民事調停を簡易裁判所に申し立てました。自分が購入したCDをBGMとして自由に利用することはいけないのでしょうか。そこで今回は店内BGMと著作権について考えてみます。

著作権法では、個人や家庭内だけで楽曲を利用する場合、使用料を支払う必要はありません。しかし、店舗内のBGMは、私的利用の範囲を超え、「営業行為の一環」に該当するた

め、使用料を支払う必要があります。店舗の雰囲気作りや顧客へのサービスのために利用しているからです。著作権法では音楽などの著作物について、作曲家などの著作権者に「上演・演奏権」を認めて



います。店舗での音楽再生は、この演奏権の対象になり、営利目的の使用では、別に著作権使用料を支払う必要があります。利用者が払った著作権の使用料は、著作者に分配されます。つまり、音楽を作り出す人の大事な収入源となるのです。したがって、店内で

BGMとして市販のCDをかけた場合には、著作権者の許可を得なければなりません。著作権者とは、CDに入っている曲の作詞家や作曲家のことです。ただ、著作者に許可を得るのは大変面倒なので、実際は音楽著作物の場合、たいていJASRACに管理が委託されています。そのため、著作権者に直接連絡しなくても、JASRACを通じて手続きをすることで、著作権の問題についてはクリアすることができます。

CDや録音テープなどは、かつてはデイスコやライブハウスなどの音楽を活用する施設を除いて、BGMとして自由に使うことができませんでした。それが1999年の著作権法改正で、それまでレコードやCDなどをBGMに使用しても使用料の支払いを免れてきた飲食店などからも徴収できるようになりました。

またJASRACの楽曲管理は、法改正後の2002年には有線放送事業者からまとめて徴収するケースが9割を占めていましたが、12年には6割弱にまで下落。CDの普及やネット経由で音楽のダウンロードなどで有線放送の利用が低下したため、思うように徴収できなくなりました。さらに、携帯音楽プレーヤーやパソコン、スマートフォンなど、自分

の好みの曲を自由に並べ替えて楽しめるデジタル機器が多様化したことで、音楽プレーヤーを店のスピーカーにつないでBGMとして流す店舗もあるようです。こうしたことから、JASRACは事業者（店舗）ごとに新たな契約を結んで、著作権使用料の徴収を強化しています。料金は、何曲かけたかではなく店舗面積によって年額6千〜5万円（税抜き）です。

■著作権使用料が必要ないBGM■
テレビやラジオなどから流れてくる音楽をBGMとして利用する場合は必要ありません。テレビやラジオの家庭用受信機器の場合は、特例として著作権料の支払いは免除されています。また有線放送は、有線放送の契約料金の中に著作権の使用料が含まれているので、別に支払う必要がありません。

福祉、医療もしくは教育機関での利用、事務所や工場等での主として従業員のみを対象とした利用は原則、使用料が免除されています。音楽CDの場合でも、著作権フリーのCDが販売されています。普通の音楽CDよりも割高ですが、店舗などで流しても追加の料金を支払う必要はありません。



■ マル経融資 ■ 小規模事業者経営改善 資金融資制度の概要

大企業と比べて中小企業は資金調達面で不利な立場にあることから、国はさまざまな融資支援策を実施しています。そして中小企業支援策の中には、小規模事業者を対象としたものがあります。今回はこの中から小規模事業者経営改善資金融資制度（通称・マル経融資）の概要について紹介します。

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者を支援するため、経営指導と金融を一体化し、商工会議所が推薦することにより、

融資限度額	2,000万円
担保・保証人	不要（信用保証協会の保証も不要）
資金使途	(運転資金) 仕入資金、掛金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払い、諸経費等の支払いなど (設備資金) 店舗・工場改装、営業車両購入、機械・設備等の購入など
返済期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
利率	1.25% (27年8月現在) (融資利率は金融情勢により変わることがあります。)

無担保・保証人不要で低金利の融資が受けられる国(日本政策金融公庫)の公的融資制度です。

小規模事業者が検討する融資には、他に信用保証協会による融資があります。保証協会の場合は、利息と別に信用保証料を支払う必要があります。しかし、日本政策金融公庫による融資の場合には保証料がからず、このマル経融資はその点も魅力のひとつといえます。

【融資限度額】
2000万円(1500万円超の場合、事業計画書の提出が必要)

【資金使途】
・運転資金：仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いーなど
・設備資金：工場・店舗の改装資金、

車両購入、機械設備の購入ーなど

【利率】

1.25% (平成27年8月現在)

融資利率は金融情勢により変わることがあります。詳細はお問合せください。また自治体によっては、利息の一部を補助する制度を設けているところがあります。

【返済期間】

・運転資金：7年以内

・設備資金：10年以内

【担保・保証人】

不要(保証協会の保証も不要)

【対象】

次のすべての要件を満たす方

- ・常時使用する従業員の数が商業・サービス業では5人以下(宿泊業・娯楽業は除く)、製造業その他では20人以下の法人・個人事業主。いずれの業種も法人役員、家族従業員、パート、アルバイトは除きます。
- ・商工会議所・商工会の経営指導員による経営、金融指導を原則6ヶ月以上受けて事業改善に取り組んでいる
- ・最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を行っている
- ・税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している

【融資に必要な主な書類】

(法人の場合)

- ・前期・前々期の決算書及び確定申告書
- ・決算後6ヶ月以上経過の場合は最近の残高試算表
- ・法人税、事業税、法人住民税及び源泉税の領収書または納税証明書
- ・履歴事項全部証明書
- ・見積書・契約書等(設備資金の場合)
- ・借入金がある場合は返済表(個人名義を含む)
- ・不動産がある場合は不動産全部事項証明書

(個人事業主の場合)

- ・前年・前々年の決算書(または収支内訳書)及び確定申告書
- ・決算後6ヶ月以上経過の場合は最近の残高試算表
- ・所得税、事業税、住民税及び源泉税の領収書または納税証明書
- ・見積書・契約書等(設備資金の場合)
- ・借入金がある場合は返済表
- 【利用・問い合わせ】
- ・主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- ・詳細は日本商工会議所HP <http://www.jcci.or.jp/sme/marukei/index.html>



社員旅行と福利厚生費

ひと昔前に比べると社員旅行を実施する会社はだいぶんと減ってきましたが、一部では社員同士の連帯感やモチベーション向上を目的に社員旅行を復活する動きもあるようです。会社が社員旅行の費用を負担した場合、その費用は通常「福利厚生費」として取り扱われ、損金算入が認められます。

ただし、社員旅行という名目であれば、すべて福利厚生費として取り扱うことが認められているわけではありません。税務上、福利厚生費として認められるためには以下のような要件が決められており、この要件に該当しなければ、社員に対する経済的利益を供与したと取り扱われ、給与等として課税されてしまうので注意が必要です。

■要件

①当該旅行に要する期間が4泊5日
(目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数による)以内のものであること。

②当該旅行に参加する従業員等の数が全従業員等(工場、支店で行う場合には、その工場、支店の従業員等)の50%以上であること。

■会社の負担費用

ただし、前記の形式基準を満たしていても、会社負担費用が高額な、いわゆる豪華旅行と呼ばれるものについては福利厚生費として認められません。あくまでも、「社会通念上一般的に行われていると認められる程度のもの」でなければなりません。この金額について明確な規定はありませんが、国税不服審判所の裁決を勘案すれば、一人当たり「10万円以内」であるかどうかが目安になるといわれています。

■その他の留意点

また、役員だけで行う旅行、取引先に対する接待目的のための旅行、実質的に私的旅行と認められる旅行、金銭との選択が可能な旅行は社員旅行として認められないため注意しましょう。

10月の税務と労務

—税務—

- ★特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月15日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- ★9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月13日
- ★8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…11月2日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…11月2日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…11月2日
- ★2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…11月2日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…11月2日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の7、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…11月2日

—労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…11月2日

ビジネスにおけるアイデアは、日常業務の中でちよつとした情報やきつかけで、それを膨らませて形になる場合が多いといわれます。時間をかけてアイデアを考へることも大切ですが、普段から回りにアンテナを張っておくことより効果的です。そして忘れがちなアイデアをピックアップし、それをその都度、メモに書き留めておくと、いつか画期的なアイデアにたどり着くかもしれません。▼その場ではとても良いアイデアと思っても、後で再びメモを見て冷静に

ビジネスのアイデア

分析してみると、実に使えない「思いつき」であり、とても実行に移せないような内容である場合が多いのが現状です。実行に移せるようなアイデアなどごく稀で、使えないアイデアの方が圧倒的に多いものです。▼だからといって、アイデアを書き留めることを止めてしまつては、将来、形になりそうなビジネスの種も生まれてきません。それを分かった上で、面倒がらずに常に何とかしようとする人だけが、やがて画期的なアイデアにたどり着くのです。